

企画提案募集要項

本公募は令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 募集の趣旨等

(1) 事業名

令和8年度沖縄県観光振興戦略会議運営等委託業務

(2) 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 企画提案書等の内容

別添の「令和8年度沖縄県観光振興戦略会議運営等委託業務企画提案仕様書」を参照し、具体的な実施内容等を企画提案すること。

2 応募参加資格

次に挙げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に事務所又は事業所を有すること。また、事業コンソーシアムで提案を行う場合には、県内に事務所または事業所を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (2) 今回の委託事業に関する知識、経験等、事業を遂行する能力を有し、本事業の実施に当たり、沖縄県内に勤務する職員等から正副2名以上の担当者を割り当て、沖縄県や観光関係者との連絡・調整、現場への職員の派遣等を必要に応じ速やかに行う等、十分な事業遂行体制を確保でき、かつ資金等について、十分な管理能力を有していること。コンソーシアムの場合は、構成員全体でこの要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない法人又はコンソーシアムであること。コンソーシアムの場合は、構成メンバーの全てが前述の規定に該当しないこと。
【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項】
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (4) 沖縄県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (6) 県内において業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに対して、迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを代表する者が、業務の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての役割を担うものとする。
- (7) 応募者（コンソーシアムの場合は、1つのコンソーシアム）につき、提案は1件であること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを代表する者が応募すること。
- (8) コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員となって応募する、単体として

応募するなど、重複して参加することはできない。

3 応募、質問の方法等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 令和8年3月11日（水）12時00分（厳守）

イ 提出場所 「11 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募に係る質問

本応募要領及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式8】を電子メールによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 令和8年3月4日（水）12時00分（厳守）

イ 提出場所 「11 問い合わせ先」のとおり

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時観光政策課ホームページに掲載する。

4 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

イ 会社概要（組織図、業務内容、資格等）・・・・・・・・・【様式2】

ウ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】

エ 積算書・・・【様式4】

オ スケジュール表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】

カ 執行体制・・・【様式6】

キ 実績書・・・【様式7】

ク 質問書・・・【様式8】

ケ 誓約書・・・【様式9】

コ コンソーシアム構成書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式10】

サ 委任状・・・【様式11】

シ 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

ス 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

セ 法人の場合は、直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近3年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。

ソ 審査にあたり加対象となる認証制度に関する認証状、承認書の写し等（加対象となる認証制度については募集要項 5(2)を参照）

タ その他提案に関する資料（プレゼンテーション資料）

(2) 提出部数

提出部数 8 部（正本 1 部、副本（複写） 7 部。ただし、クを除く。）

(3) その他

ア 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。

イ なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

5 委託事業者の選定

(1) 審査方法

ア はじめに観光政策課において応募資格審査を行う（第一次審査）。応募者が 4 社以上の場合は、沖縄県文化観光スポーツ部において書面審査を行ったうえで、上位 3 社を選定する。

イ 応募資格審査で選定された事業者の提案内容について、選定委員会において総合的に審査を行う（第二次審査：プレゼンテーション）。最も優れた企画提案を行った者を委託予定事業者として選定する。

ウ プレゼンテーションの時間枠については応募者数に応じて決定するため、一次審査結果通知と併せて通知するものとする。

エ 応募者数や提案内容によっては、第二次審査としてプレゼンテーションを実施せず、書面審査とする場合がある。書面審査とする場合は別途通知する。

オ 選定委員会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に関する問い合わせには応じない。

カ 委託予定事業者が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合は、次順位の申請者を委託候補事業者とする。

(2) 審査基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 基本方針

事業の目的を踏まえ、明確で的確な内容であること。

イ 提案内容と実施方法

企画提案の内容や事業実施の方法が具体的かつ的確であること。

ウ 業務遂行能力

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、委託業務を迅速かつ的確に執行できる実施体制、財務基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

エ 費用の積算

事業を実施するに当たり、各項目の費用積算は経済的かつ合理的な積算となっていること。

なお、以下の認証を受けている場合、審査上の加点項目とする。

①沖縄県所得向上応援企業認証制度

②沖縄県人材育成企業認証制度

③沖縄県ワークライフ・ライフ・バランス企業認証制度

④経営革新計画

※加点対象の認証状、承認書(写し)を提出すること。

(3) 企画提案内容審査（プレゼンテーション審査）日程

ア 日時：令和 8 年 3 月 24 日（火）※予定であり、詳細は追って連絡

イ 場所：沖縄県庁内会議室 ※予定であり、詳細は追って連絡

ウ 提出資料に基づき説明すること。

エ 評価会場への入場者は 3 名以内とする。

(4) 結果の通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

6 契約

(1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び金額を協議した上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、年度毎に契約を締結する。

(2) 契約金額の支払方法

原則、受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。ただし、必要があると認められる場合には契約金額の 9 割を限度として、概算払いを行うものとする。

(3) 契約金額

契約金額については、採択された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について (抜粋)

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 スケジュール（予定）

決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

令和 8 年 3 月 11 日（水） 12：00 必着 応募書類提出締切り

令和 8 年 3 月 24 日（火） 企画提案選定委員会

令和 8 年 4 月上旬 委託事業者決定及び審査結果通知

8 積算見積について

(1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費（事務局職員の人件費）

イ 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）

※再委託費とは、県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費とする。

ウ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）

エ 消費税

（「ア 直接人件費」＋「イ 直接経費」＋「ウ 一般管理費」）×100分の10

(4) 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業に関係のない経費

9 提案総額の上限について

今回の企画提案については、21,839千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

10 その他留意事項

(1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする

(2) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 観光文化企画班 担当：山元

電 話 番 号：098-866-2763

F A X 番 号：098-866-2767

メールアドレス：aa081100@pref.okinawa.lg.jp